

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

宮古島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、宮古島市地域防災計画に基づき、災害時において甲が行う災害応急対策又は、災害復旧対策としてボランティアの円滑な活動が図られるよう受け入れ体制の整備を推進し、甲、乙が連携、協力をを行うに当たり必要な事項を定める。

（協力体制）

第2条 甲が乙に要請する協力内容は次のとおりとする

(1) ボランティアの受け入れ及び活動依頼などを行う宮古島市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置運営に関すること。

(2) その他甲が行う活動への協力

（協力要請）

第3条 甲がこの協定に基づき乙へ要請を行う場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、甲乙協議の上必要な活動を開始するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの要請を待つことができないときは、第2条に定める協力内容に基づく行い得る活動を開始し、その状況を直ちに甲に報告するものとする、その後の処理について甲と協議するものとする。

（センターの役割）

第4条 センターの役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 避難所等のボランティア活動の統括

(2) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）

(3) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）

(4) ボランティアの紹介

(5) ボランティニアーズの把握とコーディネーション

(6) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

（設置場所）

第5条 センターの設置場所は、上野老人福祉センターとする。

2 甲は、センターの分室機能を持つ現地ボランティア支援センターの設置が必要と認めることは、乙と協議のうえ決定する。

（費用負担）

第6条 甲の協力要請に基づき乙が活動を行った場合、甲が必要と認めた費用は甲が負担するものとする。

2 乙は、当該宮古島市災害対策本部の廃止後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとし、甲の要求に応じ費用の内訳について説明するものとする。

（活動期間）

第7条 甲の協力要請に基づく乙の当該活動の期間については、甲の指示があるまで続くものとする。

（協議）

第8条 この協定の定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定する。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期限終了日の前まで甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以降この例による。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する

平成 年 月 日

甲 宮古島市平良字西里183番地
宮古島市

市長 


乙 宮古島市城辺字西里添788番地の3
社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

会長

後年元建次 